

サクッと小技 足がつるのは運動不足・冷え性・血行不良が主な原因だそうです。湯船にゆっくり浸かったり、ストレッチでふくらはぎの筋肉をほぐすと効果的です。

複式簿記の基本を学ぶコースです

第54回

春季

青色複式簿記講座

4月19日火 開講

お申込み締切
4月15日金

●簿記のしくみ・基礎知識を学びたい
●仕訳のしかた・決算までの流れを理解したい
●複式簿記で記帳して、青色申告特別控除65万円を受けたい
※簿記検定の試験対策講座ではありません

TEL 0465-24-2614 平日9時～17時
FAX 0465-24-3688
E-mail soudan@aoiro-odawara.com

開催要項

期 間 4月19日(火)～6月3日(金) 10:00～12:00
毎週火曜日・金曜日の全10回
※4月29日(金・祝)、5月3日(火・祝)、
5月6日(金)、5月10日(火)は休講

会 場 青色会館 4階
※場所は1面右上の地図をご参照ください

講 師 東京地方税理士会小田原支部
竹久保智之税理士

受講料 会員6,000円
会員以外の方8,000円(テキスト代込)

持ち物 筆記用具／電卓／受講料(初回当日)

定 員 12名(定員になり次第締切らせていただきます)
※会館の駐車場が手狭なため、公共交通機関をご利用ください。
お車で越しの場合は近隣の駐車場をご利用ください。
主催：公益社団法人小田原青色申告会

国税関係帳簿の電子帳簿保存に関する改正事項

令和3年度の税制改正により電子帳簿保存法が改正され、**令和4年1月1日以後**に電子帳簿保存を行う場合は、事前の税務署長の承認は不要となりました。
この制度の下、65万円の控除を受けるためには、作成すべき帳簿全てについて『**優良な電子帳簿**』の要件を満たして記帳及び保存を行い、**法定申告期限までに一定の事項を記載した届出書を提出**することが必要となります。

※**令和4年分の所得税確定申告**から『**優良な電子帳簿**』により65万円の控除を受ける方は、令和5年3月15日までに確定申告書とともに届出書を税務署に提出します。
※令和4年1月1日より前に承認を受けた「電子帳簿保存法の承認申請書」の効力は、この改正後も有効です。

令和4年分からの青色申告特別控除の取り扱い

右記以外	複式簿記＋貸借対照表＋期限内申告	左記＋決算書まで含めたe-Tax又は『 優良な電子帳簿 』	
控除額	10万円	55万円	65万円

○記帳処理サービスご利用の皆様には、e-Taxによる65万円控除適用を担当より個別にご案内しております。

会計ソフトの「訂正削除履歴」をご確認ください

旧法による電子帳簿保存の承認を受けている方、令和4年分から『**優良な電子帳簿**』による記帳をされる方は、お使いの会計ソフトについて、「訂正削除履歴」が保存される設定になっているかをご確認ください。
(設定の確認方法は、各会計ソフトメーカーにお問い合わせください。)

例：デスクトップアプリ『やよいの青色申告』の場合

「訂正削除履歴」の使用の有無は、データ作成時の[新規作成]画面、および次年度への繰り越し時の[次年度への繰越]画面で行えます。年度の途中で設定の変更はできません。

『**優良な電子帳簿**』に該当する会計ソフトの要件

一般の電子帳簿の要件

システム関係書類(システム概要書、操作説明書等)やディスプレイ・プリンタを備付け、税務調査時にデータのダウンロードに対応できるシステムであること

訂正削除履歴の保存

帳簿間の相互関連性

日付・金額・取引先に関する検索機能

お使いの会計ソフトが『**優良な電子帳簿**』の要件を満たすかどうかは、各会計ソフトメーカーにご確認ください。
なお、公益社団法人日本文書情報マネジメント協会(「JIIIMA」)による優良な電子帳簿に係る要件適合性の確認を受けたものについては、パッケージ等に「電子帳簿ソフト法的要件認証」のマークが印字されています。
(「電子書類ソフト法的要件認証」「電子取引ソフト法的要件認証」「電帳法スキャナ保存ソフト認証」とは違う認証です。ご注意ください。)

電子帳簿保存法に関する詳しい情報は、税務署にお問い合わせください。
小田原税務署 TEL 0465-35-4511

県税事務所
からのお知らせ

自動車税種別割のトラブル防止！

自動車税種別割は、4月1日に自動車を所有されている方(※)に1年分(4月から翌年3月)を納めていただく税金ですが、年度中途で廃車・新規登録をした場合は、月割りの税額になります。
5月に県から納税通知書を送りますので、納税通知書の裏面に記載されている金融機関、郵便局、コンビニエンスストア等で納めてください。
※ローン等で売主が自動車の所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。

◎登録手続は3月中に忘れずに！
・自動車を売買・譲渡・廃車した場合
3月末までに自動車の名義変更や抹消登録が済んでいないと、元の所有者に課税されます。トラブル防止のため3月中にこれらの登録手続を済ませてください。
・転居した場合
転居された場合も、3月中に運輸支局で住所変更の手続きをしないと納税通知書が届かないことがありますのでご注意ください。

◎登録手続の問合せ及び申請先
横浜ナンバー 神奈川運輸支局 (050)5540-2035
川崎ナンバー 神奈川運輸支局 川崎自動車検査登録事務所 (050)5540-2036
相模ナンバー 神奈川運輸支局 相模自動車検査登録事務所 (050)5540-2037
湘南ナンバー 神奈川運輸支局 湘南自動車検査登録事務所 (050)5540-2038

◇問合せ先 小田原県税事務所 管理課 管理第二班 TEL0465-32-8000(代)

医療費控除には
明細書の作成が必要です

令和2年分から
領収書の提出は
できません！

改正のポイント
平成29年分の確定申告から、**領収書の提出の代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必須**となっています。
※医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。
(税務署から求められたときは領収書を提示または提出します)

医療費控除の明細書の記載例

① 医療を受けた方の氏名	② 病院・薬局などの支払先の名称	③ 医療費の区分	④ 支払った医療費の額
青色太郎	〇〇病院	☑診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 □その他の医療費	9,400円
〃	JR、〇〇バス	□診療・治療 □介護保険サービス □医薬品購入 ☑その他の医療費	1,560円
〃	△△薬局	□診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	700円
青色花子	××診療所	☑診療・治療 □介護保険サービス ☑医薬品購入 □その他の医療費	4,400円

※「医療を受けた人」及び「病院・薬局」ごとに、1年分の金額を合計して記載します。
詳しい情報は税務署にお問い合わせください

税のカレンダー

納期限を守りましょう！
口座振替を利用しましょう！

○固定資産税・都市計画税の納期限
【第4期分】小田原市……………2月28日(月)
○固定資産税の納期限
【随時期分】南足柄市……………2月28日(月)
【第4期分】中井町・松田町・山北町・開成町・
真鶴町・湯河原町……………2月28日(月)
【随時期分】南足柄市……………3月31日(木)
○令和3年分所得税の確定申告……………申告期限3月15日(火)
○所得税の青色申告承認申請手続……………申請期限3月15日(火)
※1月16日以後新たに業務を開始した場合は、その業務開始日から2か月以内
○増徴税の申告……………申告期限3月15日(火)
○個人事業者の令和3年分消費税・地方消費税の確定申告…申告期限3月31日(木)
※国民健康保険料・介護保険料・後期高齢者医療保険料及び市県民税・町県民税の納期限については、お住いの市町村にご確認ください。

経理に不安のある方へ

記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービス

青色申告特別控除65万円が適用されると、**所得税、住民税、国民健康保険料等**の負担が少なくなります！
パソコンと手書き、二つの帳簿作成方法が選べます！**ばっちり節税**
毎月の伝票確認から決算申告指導まで、専属の**担当者**が付いた完全予約制。だから、**安心・便利**です。**とっても安心**
本サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自計化をレポート致しますので、是非ご検討ください。
税理士関与の方は税理士にご相談ください お問い合わせ | TEL 0465-24-2614(事業課)

経理に不安のある方へ

記帳支援事業(公益目的事業)

記帳処理サービス

青色申告特別控除65万円が適用されると、**所得税、住民税、国民健康保険料等**の負担が少なくなります！
パソコンと手書き、二つの帳簿作成方法が選べます！**ばっちり節税**
毎月の伝票確認から決算申告指導まで、専属の**担当者**が付いた完全予約制。だから、**安心・便利**です。**とっても安心**
本サービスは、専属の担当者が付き、節税効果の高い青色申告特別控除65万円が適用されるシステムです。会計の負担を軽減しながら、自計化をレポート致しますので、是非ご検討ください。
税理士関与の方は税理士にご相談ください お問い合わせ | TEL 0465-24-2614(事業課)

主な証明書の問い合わせ先

確定申告に必要な書類を紛失してしまった場合や、探しても見つからない場合は、各問合せ先にご確認ください。

控除証明書等

生命保険料・地震(損害)保険料 ➡ 加入先の保険会社
届く時期：前年10月頃
住宅借入金の年末残高証明書 ➡ 借入先の金融機関
届く時期：前年10月頃
国民年金保険料 ➡ 日本年金機構 小田原年金事務所 0465-22-1391
届く時期：前年11月頃
小規模企業共済掛金 ➡ 中小機構 コールセンター 050-5541-7171
届く時期：前年12月上旬
国民健康保険料(税) ➡ お住まいの市町村
届く時期：1月下旬

源泉徴収票等

給与所得の源泉徴収票 ➡ 勤務先
届く時期：1月頃
公的年金等の源泉徴収票 ➡ 日本年金機構 小田原年金事務所 0465-22-1391
届く時期：1月中旬～下旬
個人年金の支払年金額等のお知らせ ➡ 加入先の保険会社
届く時期：1月中旬～下旬
特定口座年間取引報告書 ➡ 開設先の証券会社等
届く時期：1月中旬～下旬

※保険料等の支払時期・方法や、年金等の受取時期・方法によって、証明書等の送付時期が異なることがあります。詳しくは各問合せ先にお尋ねください。
※控除証明書・源泉徴収票等を整理する際は、年分違いにご注意ください。

会員限定
無料相談
要ご予約
24-2612

弁護士の
法律
相談会
10時～12時
2月18日(金)
3月1日(火)
3月18日(金)
4月5日(火)
4月15日(金)

弁護士の
相続
相談会
10時～12時
2月16日(水)
3月16日(水)
4月20日(水)

社労士の
年金・
社会保険
相談会
10時～12時
3月8日(火)
4月12日(火)
5月17日(火)

不動産
コンサルタントの
不動産
相談会
10時～12時
2月24日(木)
3月24日(木)
4月28日(木)

税理士の
税
相談会
14時～16時
4月21日(木)
5月19日(木)

日本政策金融公庫の
融資
相談会
10時～12時
4月6日(水)

経営コンサルタントの
経営
相談会
日時応談
24-2614まで
ご予約ください

会場
青色会館

ご注意
同一内容のご相談は重ねてできません。予めご了承ください。

納税者センター！
何がいまだに不安な声をお聞かせください。

県民共済
キャンペーンのご案内
県民共済では、2月1日から3月15日まで青色会館にてキャンペーンを実施します。県民共済職員が常駐致します。新商品のご案内もお待ちしておりますので、何かございましたらお気軽に声をお聞かせください。